

新型コロナウイルス感染症流行下における海外からの渡航者に対する検疫措置（要約）  
（2022年1月27日スリランカ保健省発表）

- 保健サービス局長によって発表された以下の通知は無効となる。
  - 文書番号 DGHS/COVID-19/347/2021、2021年10月25日付 Quarantine measures for travelers arriving from overseas during the pandemic of COVID-19
  - 文書番号 DGHS/COVID-19/347/2021、2021年11月1日付 Children of 12 years to 18 years arriving from overseas after obtaining Pfizer Vaccine
  - 文書番号 DGHS/DOVID-19/347/2021、2021年12月10日付 Removal of pre departure COVID-19 testing of children below 12 years

A 入国許可

有効なビザを持たない外国籍者は、出発前に入国管理局から上陸許可またはビザを入手しなければならない。  
全ての外国旅券所持者は、新型コロナ感染による入院治療をカバーした最低5万米ドルの旅行保険に加入しなければならない。保険適用期間は、スリランカ滞在期間プラス14日間である必要がある。

(注) スリランカ保健省が確認したところ、居住者については「旅行保険」ではなくても良く、空港検疫カウンター等で帰国入の確認はしないとのこと。

No.	カテゴリー	隔離場所
A.1	<ul style="list-style-type: none"><li>スリランカ国籍者</li><li>空港から入国するスリランカ船員</li><li>二重国籍者</li></ul>	➤ 隔離が必要な場合、自宅（隔離できる施設が自宅にある場合）又は隔離施設での隔離が可能。隔離施設で隔離を行う場合は、空港到着時に隔離指定ホテル／政府隔離センターを希望するか、A.3項で述べるようにスリランカ到着前に安全・安心認証レベル1ホテル

		ル（Safe & Secure Certified Level 1 Hotel）を予約することが出来る。
A.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効なレジデンス・ビザ保有者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 隔離が必要な場合、自宅（隔離できる施設が自宅にある場合）又は隔離施設での隔離が可能。隔離施設で隔離を行う場合は、空港到着時に隔離指定ホテル希望するか、A.3項で述べるようにスリランカ到着前に安全・安心認証レベル1ホテル（Safe &amp; Secure Certified Level 1 Hotel）を予約することが出来る。</li> </ul>
A.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光旅行者</li> <li>外国籍者</li> <li>二重国籍者</li> <li>スリランカ国籍者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 安全・安心認証レベル1ホテル（Safe &amp; Secure Certified Level 1 Hotel）での隔離が必要な場合、スリランカ・ツーリズム HP に規定されているプロトコルに従い、ETA（Electronic Travel Authorization）の取得が必要。 スリランカ・ツーリズム HP <a href="https://www.srilanka.travel/helloagain/">https://www.srilanka.travel/helloagain/</a></li> <li>➤ スリランカ・ツーリズムの運用ガイドラインに加えて、本通知及び新型コロナウイルス予防措置に関するその他の保健省のプロトコルに従わなければならない。</li> </ul>
A.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 隔離が必要な場合、空港到着時に隔離指定ホテルを希望するか、A.3項で述べるようにスリランカ到着前に安全・安心認証レベル1ホテル（Safe &amp; Secure Certified Level 1 Hotel）を予約することが出来る。</li> </ul>

### C 出発前の新型コロナウイルス検査（PCR 検査または抗原検査）陰性証明

C.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ スリランカに到着する12歳以上の全ての渡航者は、搭乗前72時間以内に実施されたPCR検査または搭乗前48時間以内に実施された抗原検査（自己検査は不可）の陰性証明書（英語で記載されたもの）が必要。</li> </ul>
-----	---

## D 新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書／カード

D.1	➤ 推奨された用量の新型コロナウイルス・ワクチンを接種した渡航者は、ワクチン接種証明書/カードの原本（英文の記載がない場合は英文の翻訳証明）またはワクチン接種が立証できる証拠となるものの携行が必要。
-----	---

## E ワクチン完全接種渡航者

E.1	➤ 国によりワクチン接種状況が異なるため、旅行者についてはその国で推奨された用量の新型コロナウイルス・ワクチンの接種を完了し、ワクチンの接種から海外を出発するまでに2週間を経過した者をワクチン完全接種渡航者と見なす。
E.2	➤ <u>12歳から18歳の子供は、ファイザー製ワクチンを最低1回接種した後、2週間後に出発した場合、完全接種と見なす。</u>
E.3	➤ <u>最低1回のワクチン接種を行った後、新型コロナウイルスに感染した者または感染の後、最低1回のワクチン接種を行っている者は「ワクチン完全接種渡航者」と同様の扱いとする。</u> ➤ <u>これらの者は英語で記載された、診断カード、感染が立証できる証拠、検査（PCRまたは抗原）の陽性結果、など、新型コロナウイルスに感染したことを証明する書類が必要。</u>
E.4	➤ スリランカ及び他国において、ワクチン完全接種者でも陽性となることが報告されている。新型コロナウイルス感染症又は変異株の流行を最小限に抑制する必要があるため、ワクチン完全接種者を含む全ての渡航者は予防措置を緩和することなく、スリランカ政府が課する予防措置を遵守する必要がある。

## F 健康申告書の入力

F.1	➤ 渡航者各自が、搭乗前にオンライン健康申告書（Health Declaration Form）への入力が必要。
-----	--

	<p>オンライン健康申告書ウェブサイト <a href="https://airport.lk/health_declaration/index">https://airport.lk/health_declaration/index</a></p> <p>➤ 渡航者は、健康申告書の入力完了後に発行される QR コードを印刷して携行するか、または到着後の空港において職員の要請に応じ携帯電話で QR コードを作成する必要がある。同伴の子供もそれぞれ、個別の申告書が必要。</p>
--	--

## G スリランカの空港到着時の手順

G.1	<p>➤ 推奨された用量の新型コロナウイルス・ワクチンを接種し、ワクチンの接種から海外を出発するまでに2週間が経過した渡航者は、到着空港の検疫カウンターにおいて、ワクチン接種証明書、カードの原本またはワクチン接種が立証できる証拠（英文の記載がない場合は英文の翻訳証明）の提示が必要。</p>
G.2	<p>➤ 空港での必要な手続きが完了した後、自宅隔離が許可された渡航者は、自宅までの移動手段を自ら手配しなければならず、公共交通機関を使用してはならない。</p> <p>➤ その他の隔離が必要な渡航者の空港から隔離センター／スリランカ政府管理の隔離ホテルまたは安全・安心認証レベル1 ホテルへの移動手段は、スリランカ政府当局またはホテルによって、事前に定められた方法で提供される。</p>

## H 到着空港を出発した後に従うべき手順

No.	カテゴリー	手順
H.1	ワクチン完全接種渡航者	<p>➤ 新型コロナウイルス・ワクチンの推奨された用量の接種を完了し、ワクチンの接種から2週間が経過しており、搭乗前72時間以内に実施されたPCR検査の陰性証明書又は搭乗前48時間以内に実施された抗原検査の陰性証明書（C項のとおり）を持っている渡航者は、スリランカ到着1日目のPCR検査又はスリランカ到</p>

		<p>着後の隔離措置は不要であり、帰宅が許可される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症のような症状が見られた場合は、スリランカ保健省が承認した検査機関での新型コロナウイルス検査（PCR または抗原検査）を行い、所在地域を管轄する MOH（Medical Officer of Health）に報告する必要がある。</li> </ul>
H.2	親がワクチン完全接種の18歳以下のワクチン未接種の子	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 12歳未満の子供は、スリランカ到着後の新型コロナウイルス検査は不要。</li> </ul> <p><b>親がスリランカ国籍／二重国籍／レジデンス・ビザ保有者の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ワクチン完全接種の親の12歳未満のワクチン未接種の子は、親と共に帰宅が許可される。</li> <li>➤ ワクチン完全接種の親の12歳～18歳のワクチン未接種の子は、カトゥナヤカ（空港）にあるスリランカ保健省が承認した検査機関またはスリランカ政府運営の隔離センター（スリランカ国籍者及び二重国籍者）／隔離指定ホテル／安全・安心認証レベル1 ホテルにおいて、到着1日目（Day 1）のPCR 検査を受ける必要がある。</li> <li>➤ 到着1日目のPCR 検査の結果が陰性（または陽性だった場合でもCT値が30より大きい場合）であれば、隔離は解除され、ワクチン完全接種の親と共に帰宅することが許可される。その後の隔離は不要。</li> </ul>

		<p><b>親が観光旅行者／外国籍者の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ワクチン完全接種の親の12歳未満のワクチン未接種の子は、親と共に移動することが許可される。</li> <li>➤ ワクチン完全接種の親の12歳～18歳のワクチン未接種の子は、カトゥナヤカ（空港）にあるスリランカ保健省が承認した検査機関／隔離指定ホテル／安全・安心認証レベル1ホテルにおいて、到着1日目（Day 1）のPCR検査を受ける必要がある。</li> <li>➤ 到着1日目のPCR検査の結果が陰性（または陽性だった場合でもCT値が30より大きい場合）であれば、隔離は解除され、ワクチン完全接種の親と共に自宅／ホテルに移動することが許可される。その後の隔離は不要。</li> </ul>
H.3	ワクチン未接種者／推奨された用量を接種していない者への検疫措置	<p><b>スリランカ国籍者／二重国籍者／レジデンス・ビザ保有者の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ カトゥナヤカ（空港）にあるスリランカ保健省が承認した検査機関、またはスリランカ政府運営の隔離センター（スリランカ国籍者及び二重国籍者）／隔離指定ホテル／安全・安心認証レベル1ホテルにおいて、到着1日目（Day 1）のPCR検査を受ける必要がある。</li> <li>➤ 到着1日目のPCR検査の結果が陰性（または陽性だった場合でもCT値が30より大きい場合）であれば、到着7日目の終了検査（PCRまたは抗原検査）の陰性結果がでるまでの間、自宅で隔離を受けることが可能。</li> <li>➤ カトゥナヤカ（空港）にあるスリランカ保健省が承認した検査機関／隔離指定ホテル、安全・安心認証レベル1ホテルは、隔離が解除された渡航者の詳細を、所在</li> </ul>

		<p>地域を管轄する MOH（Medical Officer of Health）に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 渡航者は、自宅等に到着後、所在地域を管轄する MOH に通知しなければならない。</li> <li>➤ スリランカ到着7日目（DAY 7）にスリランカ保健省が承認した検査機関において、終了検査（PCR または抗原検査）を実施し、陰性であれば検査結果を、所在地域を管轄する MOH へ提出し、到着後7日が経過した後、隔離は解除される。</li> </ul>
		<p><b>観光旅行者／外国籍者の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 安全・安心認証レベル1 ホテル／隔離指定ホテルにおいて、到着7日目の終了検査の陰性結果がでるまでの間、隔離が必要。</li> <li>➤ スリランカ到着1日目（Day 1）に PCR 検査を、7日目（Day 7）に PCR 検査又は抗原検査を受け、結果が陰性であれば、到着後7日を経過後に隔離は解除される。</li> </ul>
		<p><b>自宅隔離の施設を持たないスリランカ国籍者／二重国籍者／レジデンス・ビザ保有者の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ スリランカ政府運営の隔離センター（スリランカ国籍者及び二重国籍者）／隔離指定ホテル／安全・安心認証レベル1 ホテルにおいて、到着7日目の終了検査の陰性結果がでるまでの間、隔離が必要。</li> </ul>

H.4	ワクチン未接種／推奨された用量を接種していない親の18歳以下のワクチン未接種の子	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 12歳未満の子供は、スリランカ到着後の新型コロナウイルス検査は不要。</li> </ul>
		<p><b>親がスリランカ国籍／二重国籍／レジデンス・ビザ保有者の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 親が自宅隔離を受ける場合、ワクチン未接種の親の18歳以下のワクチン未接種の子は、親と共に帰宅が許可され、親と共に7日間の自宅隔離が必要。</li> <li>➤ 12歳～18歳のワクチン未接種の子は、カトゥナヤカ（空港）にあるスリランカ保健省が承認した検査機関、またはスリランカ政府運営の隔離センター（スリランカ国籍者及び二重国籍者）／隔離指定ホテル／安全・安心認証レベル1ホテルにおいて、到着1日目（Day 1）のPCR検査を受ける必要がある。PCR検査の結果が陰性であれば、親と共に帰宅が可能となり7日間の自宅隔離が必要。</li> <li>➤ スリランカ到着7日目（Day 7）に、PCR検査または抗原検査を受け、その陰性結果を、所在地域を管轄するMOH（Medical Officer of Health）に提示すれば、隔離は解除される。</li> </ul>
		<p><b>観光旅行者／外国籍者の子の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 12歳～18歳のワクチン未接種の子は、安全・安心認証レベル1ホテル／隔離指定ホテルにおいて、スリランカ到着1日目（Day 1）のPCR検査及び7日間の隔離を受ける。スリランカ到着7日目（Day 7）に、PCR検査または抗原検査を受け、結果が陰性であれば、隔離は解除される。</li> </ul>
H.5	ワクチンの推奨された用量を接種してから海外を出発するまでに、2週間が経過していない渡航者及びそれらの18歳以下ワクチン未	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 12歳未満の子供は、スリランカ到着後の新型コロナウイルス検査は不要。</li> </ul>
		<p><b>スリランカ国籍者／二重国籍者／レジデンス・ビザ保有者の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ カトゥナヤカ（空港）にあるスリランカ保健省が承認した検査機関、またはスリラ</li> </ul>

<p>接種の子</p>	<p>ンカ政府運営の隔離センター（スリランカ国籍者及び二重国籍者）／隔離指定ホテル／安全・安心認証レベル1 ホテルにおいて、到着1日目（Day 1）のPCR検査を受ける必要がある。PCR検査の結果が陰性であれば、後（2回目）のワクチン接種から14日経過後またはスリランカ到着7日目のいずれか早い日まで自宅で隔離を受けることが許可される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ワクチン未接種の18歳以下の子は、その親と共に自宅隔離は解除される。12歳～18歳の子は到着1日目（Day 1）のPCR検査を受ける必要がある。PCR検査の結果が陰性であれば、親と共に自宅で隔離を受けることが許可される。</li> <li>➤ 親及び12歳～18歳の子は、親の後（2回目）のワクチン接種から14日経過後またはスリランカ到着7日目のいずれか早い日に、終了検査（PCRまたは抗原検査）を受け、その陰性結果を、所在地域を管轄するMOH（Medical Officer of Health）に提示すれば、隔離は解除される。</li> </ul>
	<p><b>観光旅行者／外国籍者の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 安全・安心認証レベル1 ホテルまたは隔離指定ホテルにおいて、スリランカ到着1日目（Day 1）にPCR検査を受け、後（2回目）のワクチン接種から14日経過後またはスリランカ到着7日目のいずれか早い日まで隔離を受ける。</li> <li>➤ 親及び12歳～18歳の子は、親の後（2回目）のワクチン接種から14日経過後またはスリランカ到着7日目のいずれか早い日に、終了検査（PCRまたは抗原検査）を受け、その陰性結果を、所在地域を管轄するMOH（Medical Officer of Health）に提示すれば、隔離は解除される。</li> </ul>

		<p><b>自宅隔離の施設を持たないスリランカ国籍者／二重国籍者／レジデンス・ビザ保有者の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 後（2回目）のワクチン接種から14日経過後またはスリランカ到着7日目のいずれか早い日までスリランカ政府運営の隔離センター（スリランカ国籍者及び二重国籍者）／隔離指定ホテル／安全・安心認証レベル1ホテルにおいて、隔離を受ける。</li> <li>➤ 親及び12歳～18歳の子は、親の後（2回目）のワクチン接種から14日経過後またはスリランカ到着7日目のいずれか早い日に、終了検査（PCRまたは抗原検査）を受け、その陰性結果を、所在地域を管轄するMOH(Medical Officer of Health)に提示すれば、隔離は解除される。</li> </ul>
H.6	<p>過去6か月以内に新型コロナウイルスに感染し、1回のみワクチン接種した渡航者及びそれらに同伴される18歳以下のワクチン未接種の子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係書類、ワクチン接種記録、出発前のPCR検査の結果について、空港で確認が必要。</li> <li>➤ ワクチン接種から14日が経過し、搭乗前72時間以内に実施されたPCR検査の陰性証明書または搭乗前48時間以内に実施された抗原検査（C項のとおり）の陰性証明書を持っている場合は、スリランカ到着1日目のPCR検査またはスリランカ到着後の隔離は不要であり、空港から出発することができる。</li> <li>➤ ワクチンの完全接種ではない場合、アストラゼネカワクチン／ファイザー・ビオンテックワクチン／モデルナワクチンを1回接種するか、または自国において一般的に推奨されている1回接種のワクチン（例：ジョンソン&amp;ジョンソン、スポーツニク・ライト等）を接種した後に到着する必要がある。</li> <li>➤ 後（2回目）のワクチン接種から14日が経過していない場合、H.5項に規定さ</li> </ul>

		れた隔離を受ける必要がある。
		➤ 18歳以下のワクチン未接種の子は、H.2 項に規定された自宅隔離のために親と共に解放される。

## J 新型コロナウイルス検査結果が陽性の渡航者

J.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ スリランカ国籍者（スリランカ船員を含む）、二重国籍者は自宅、I C C（Intermediate Care Centre）または指定病院での隔離が許可される。</li> <li>➤ レジデンス・ビザ保有者は、自宅、私立病院運営のI C C（Intermediate Care Centre）または指定私立病院での隔離が許可される。</li> <li>➤ 外交団、国連機関、国連専門機関、国際機関の常設事務所の外国籍職員は、自宅、私立病院運営のI C C（Intermediate Care Centre）または指定私立病院での隔離が許可される。</li> <li>➤ その他の全ての外国籍者は、私立病院運営のI C C（Intermediate Care Centre）または指定私立病院に送られる。</li> </ul>
J.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 陽性結果のスリランカ国籍者、二重国籍者、レジデンス・ビザ保有者は、自宅隔離のための移動は保健措置を遵守し、公共交通機関を使用せず移動する必要がある。渡航者は、自宅到着時に所在地域を管轄するMOH（Medical Officer of Health）にEメールまたは電話で連絡する必要がある。MOHにより、スリランカ自宅看護管理システムに登録される必要がある。</li> <li>➤ 自宅または住居の敷地を離れずにとどまり、他の家族が感染することのないよう感染防止対策をとる。</li> <li>➤ 保健省によって発表された陽性者のための自宅看護管理に関するガイドラインに従わなければならない。</li> </ul>

## K その他の措置

K.2	➤ 隔離ホテル／隔離センターの担当者または安全・安心認証レベル1ホテルの医師は、渡航者が隔離から解除される際、「解除通知（Discharge Document）」を発行しなければならない。
K.3	➤ スリランカ・ツーリズムを通して到着した観光渡航者は、到着1日目（Day 1）のPCR検査が陰性だった場合、隔離期間中であっても、bio-secure travel bubble 内の安全・安心認証レベル1ホテルと bio-secure travel bubble 内の訪問が許可された場所との間の移動が許可される。
K.4	➤ スリランカ到着後の渡航者のPCR検査は、保健省が承認した検査機関（私立及び公立）で行わなければならない。 承認された私立検査機関のリストは保健省ウェブサイト参照 <a href="http://www.health.gov.lk/moh_final/English/public/elfinder/files/library/privatelabs.pdf">http://www.health.gov.lk/moh_final/English/public/elfinder/files/library/privatelabs.pdf</a>
K.5	➤ スリランカにおいて渡航者が実施した PCR 検査について、COVID-19 PCR CT 値が30より多い場合、渡航者は隔離（isolation）を受けることなく解放される。
K.6	➤ 同伴する子供の新型コロナウイルス検査が陽性だった場合、検査を免除された子供も PCR 検査を受ける。
K.7	➤ 渡航者の隔離期間は、彼らが新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者に該当する場合、または彼らが保健当局によりハイリスク国と指定された国から到着した場合、延長される。
K.8	➤ 渡航者が、隔離ホテル／センター／安全／安心認証レベル1ホテル／自宅／許可をえた住居において、隔離を受けている間に、PCR検査が陰性であれば、外国に渡航することが許可される。
K.9	➤ 渡航者の全てのPCR検査、抗原検査の結果は、管轄のMOH（Medical Officer of Health）に報告しなければならない。 MOHの連絡詳細のリストは保健省ウェブサイト参照 <a href="http://www.health.gov.lk/moh_final/english/news_read_more.php?id=999">http://www.health.gov.lk/moh_final/english/news_read_more.php?id=999</a>

本ガイドラインは2022年1月28日午前0時以降、スリランカに到着した渡航者及び既に到着している渡航者に適用される。

---

新型コロナウイルス感染症流行下における海外からの渡航者に対する検疫措置全文は以下を参照してください。

- ◆ Quarantine measures for travelers arriving from overseas during the pandemic of COVID-19 (27/01/2022)

[http://www.health.gov.lk/moh\\_final/english/public/elfinder/files/feturesArtical/2022/27-01-2022Quarantine%20measures%20for%20travellers%20arriving%20from%20overseas%20during%20the%20pandemic%20of%20COVID-19.pdf](http://www.health.gov.lk/moh_final/english/public/elfinder/files/feturesArtical/2022/27-01-2022Quarantine%20measures%20for%20travellers%20arriving%20from%20overseas%20during%20the%20pandemic%20of%20COVID-19.pdf)